

令和6年度予算執行調査の7年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	フォロー アップ調査 (注1)	調 査 主 体 (注2)	取りまとめ 財務局	特別 会計 (注3)	反映額
1	内 閣 府	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））		共 同	福 岡		－
2	内 閣 府	地方消費者行政強化交付金	令和元年度	共 同	東 海		－
3	内 閣 府	子どものための教育・保育給付		共 同	近 畿	※ 1	▲ 2,683
4	デ ジ タ ル 庁	政府情報システムのコスト構造の実態		共 同	近 畿	※ 2	－
5	総 務 省	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業		共 同	北 海 道		▲ 299
6	法 務 省	法務局地図作成事業		本 省			▲ 80
7	法 務 省	外国人受入環境整備交付金		本 省			▲ 100
8	外 務 省	外務省における交流・招へい関係事業		本 省			▲ 3
9	外 務 省	無償資金協力（うち草の根・人間の安全保障及び日本NGO連携）における施設整備型支援		本 省			－
10	財 務 省	取締機器整備経費（無人航空機・スマートグラス）		本 省			▲ 11
11	文 部 科 学 省	デジタル教科書普及促進事業		本 省			－
12	文 部 科 学 省	研究機器の使用実態等		本 省			－
13	文 部 科 学 省	史跡等買上		共 同	九 州		－
14	厚 生 労 働 省	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業		本 省			－
15	厚 生 労 働 省	重層的支援体制整備事業		共 同	北 海 道		▲ 995
16	厚 生 労 働 省	障害福祉サービス等		共 同	関 東		－
17	厚 生 労 働 省	介護給付費等負担金（居宅療養管理指導等）		共 同	東 海		－
18	内 閣 府 厚 生 労 働 省	医療費適正化計画		共 同	近 畿		－
19	農 林 水 産 省	鳥獣被害防止総合対策交付金		共 同	東 北		－
20	農 林 水 産 省	林業・木材産業成長産業化促進対策等		本 省			－
21	経 済 産 業 省	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電設備等の実態調査	平成22年度	共 同	中 国	※ 3	－
22	国 土 交 通 省	道路事業		本 省			－
23	国 土 交 通 省	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業		本 省			－
24	国 土 交 通 省	空港施設における機器整備費補助		本 省		※ 4	－
25	国 土 交 通 省	北海道総合開発推進調査費		本 省			▲ 6
26	国 土 交 通 省	地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業		共 同	関 東		－
27	環 境 省	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）		本 省		※ 3	▲ 2
28	防 衛 省	防衛装備品調達の価格算定の在り方（加工費率等）		本 省			－
29	防 衛 省	防衛分野の先端的研究事業の成果把握等		本 省			－
30	防 衛 省	近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性	平成19年度	本 省			－
31	各 府 省	サテライトオフィスに係る経費		共 同	関 東		－
合 計							▲ 4,179

（注1）「フォローアップ調査」：前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

（注2）「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

（注3）※1は一般会計のほか「年金特別会計」、※2は「年金特別会計」等11特別会計、※3は「エネルギー対策特別会計」、※4は「自動車安全特別会計」である。

（注4）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

（注5）計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。

【参考】過年度に実施した予算執行調査の7年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	調査年度	反映額
1	財 務 省	確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費	令和5年度	▲ 13
2	文 部 科 学 省	伝統文化親子教室事業	令和5年度	▲ 1
3	法 務 省	刑事施設等の施設整備	令和4年度	▲ 53
4	内 閣 ・ 内 閣 府	内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況	令和2年度	▲ 13
5	内 閣 府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	令和元年度	▲ 817
6	財 務 省	輸出入貨物分析機器整備経費	令和元年度	▲ 12
合 計				▲ 909

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注2) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。